

31 生私行第 3721 号
令和 2 年 2 月 10 日

各私立高等学校長 殿
各私立中学校長 殿
各私立小学校長 殿
各私立特別支援学校長 殿
各私立幼稚園長 殿
各私立専修学校長 殿
各私立各種学校長 殿

東京都生活文化局私学部
私学行政課長 野口 昌利
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する冷静な行動について (依頼)

新型コロナウイルスに感染した方が国内でも相次いで確認されるなか、感染者や中国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等が SNS 等で広がっています。

各私立学校におかれましては、入学選抜や入学準備等の時期にあたることとなりますが、令和 2 年 1 月 31 日付 31 生私行第 3616 号「中国から帰国した児童生徒等への対応について」等により、既に通知しているように、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながる事のないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

記

文部科学省通知 (抜粋)

- 教職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた対応について共通理解を深めるよう努めること。
- 児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

(参考)

東京都総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/tobira/>